

## 高森町公共施設への太陽光発電設備導入事業（PPA 事業）

### 公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 趣旨

高森町（以下、「町」という。）では、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、地球温暖化防止対策を進めている。

本事業では、町が所有する公共施設等に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的としている。

本実施要領は、PPA（Power Purchase Agreement）方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

#### 2. 事業概要

##### （1）【事業名】

高森町公共施設への太陽光発電設備導入事業（PPA 事業）

##### （2）【事業場所】

別添仕様書のとおり。

##### （3）【事業期間】

別添仕様書のとおり。

##### （4）【担当部署】

郵便番号：〒399-3193

住 所：長野県下伊那郡高森町下市田2183番地1

担 当：高森町役場 環境水道課 環境係

電 話：0265-35-9409

F A X：0265-35-6854

メールアドレス：kansui@town.nagano-takamori.lg.jp

#### 3. 参加資格等

（1）単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者であること。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。

※共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。

※応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

※共同事業者を構成する事業者で代表事業者を選定し、その代表事業者が手続きを行うものとする。

（2）長野県内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切

な執行体制を有している法人であること。

※共同事業者を構成する法人にも適用する。

- (3) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 本事業と類似の事業履行実績として、以下の実績を有すること（記載は5件まで可とする）。
  - ・民間を含めた PPA 事業の採用実績
  - ・地方公共団体所有施設または土地等における、太陽光発電パネルの設置事業の実績等（選定・契約・受注段階も可）
- (5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
  - ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
  - ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- (6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。
  - ① 契約を締結する能力を有しない者
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 町との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。
  - ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
  - ⑤ 国税、地方税を滞納している者
  - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者
  - ⑦ 町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者

#### 4. 提出書類

原則として、紙資料の提出をもって受付とする。

##### (1) プロポーザル参加申込書

様式 1 に必要事項を記入し、提出する。

※共同事業者による申込みの場合は様式 1 別添に必要事項を記入し、提出する。

(2) 事業者の概要

様式2に必要事項を記入し、提出する。

(3) 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

- ① 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）
- ② 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
- ③ 登記事項証明書（町競争入札参加資格名簿に登載されている場合は不要）
- ④ 定款等法人の運営内容がわかるもの
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（直近のもの）
- ⑥ 納税証明書（国税・地方税等）

(4) 企画提案書

- ① 提案書表紙（様式3）
- ② 事業の実施内容（様式4）
- ③ 事業実施体制（様式5）
- ④ 業務実績書（様式6）
- ⑤ チェックリスト（様式7）

5. 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 提案書表紙（様式3）

(2) 事業の実施内容（様式4）

① 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

② 太陽光発電設備容量

高森町町民体育館における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力(kW)及びパワーコンディショナの最大定格出力(kW))を検討すること。ただし、パワーコンディショナの出力上限は50kW未満とする。

③ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

・高森町町民体育館は、役場庁舎、福祉センター及び中央公民館と一括受電となっているため、受電施設全体における想定自家消費電力量を検討すること。

・温室効果ガス排出削減量は、1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は「0.351kg-CO<sub>2</sub>/kWh」を使用すること。

④ 設備設置仕様

・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

・想定する設置場所、設置方法における JIS C8955 に定められている荷重

(風圧、積雪、地震等)に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。

- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量(基礎、パネル重量込み:単位 $N/m^2$ 又は $kg/m^2$ )を記載すること。

⑤ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法(特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等)
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力(kW)

⑥ 自家消費料金単価及び発電設備導入後の電気料金(参考見積)

- ・単価は事業期間中一定とし、町より提示した参考価格をもとに環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用した形で提案すること。参考価格は、参加資格審査結果決定通知送付後に提示する。

(単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。)

※環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」の詳細については、参考資料及び環境省ホームページから規定を確認すること。

- ・電気料金の概算については、運転期間中における町の負担として算出すること。(運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等、算出根拠を含む。)

⑦ その他独自提案(任意)

以下の項目やその他の事項について、独自の提案が可能な場合は記載すること。

町の特性を踏まえた独自提案/環境教育に係る取組/その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案/太陽光発電設備による発電量や、温室効果ガス排出量の削減量を把握するための設備/太陽光発電設備を普及させるための取組

(3) 事業実施体制(様式5)

① 事業実施体制図

- ② 工事計画概要(設備導入工程表)、実施体制(本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載)、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

③ 町内・飯田下伊那地域内の業者の活用の提案

- ④ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制

- ⑤ 代表事業者の経営状況（5年間）  
賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等
- ⑥ 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- ⑦ 故障、緊急時の対応体制図
- ⑧ 事業実施中のリスク対策  
損害保険の内容、補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

(4) 業務実績書（様式6）

過去の類似業務実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。（契約等が証明できる部分のみの写しで良い）

(5) チェックリスト（様式7）

様式4及び様式5に記載をしたものに○をつけること。

6. 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめ、ページの通し番号を付すこと。
- ・表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・文字サイズは11ポイントとするが、図表等では他のポイントの使用も可とする。
- ・上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
- ・表紙をつけ、表題を記載すること。
- ・提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。  
また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

7. 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

- ・プロポーザル参加申込書（様式1）、事業者の概要（様式2）、参加資格に係る書類：正本1部
- ・企画提案書（正本1部。また、正本の提出後に書類の電子データを提出すること。）

(2) 提出期限

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）、共同事業者構成表（様式1別添）※共同事業者を構成する場合のみ、事業者の概要（様式2）、参加資格に係る書類

令和5年9月5日（火） 17時（必着）

- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、令和5年9月8日（金）までに結果を通知する。
- ・提案資格があると認めた者に対し、各施設の図面、施設の耐荷重に関する構造検討書類及び、各施設の1年間の電力使用量の30分値、自家消費料金の参考価格等を提供する。
- ・プロポーザル参加申込書提出後に参加を取りやめる場合は、担当課へ連絡すること。

② 企画提案書

令和5年9月19日（火） 17時（必着）

(3) 提出場所

〒399-3193 長野県下伊那郡高森町下市田2183番地1  
高森町役場 環境水道課 環境係 宛

(4) 提出方法

提出は、郵送又は直接持参とする。

（郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。）

8. 質問の受付及び回答

本事業に関する質問は、「質問書」（様式8）を提出するものとする。

(1) 質問受付

① 受付期間

質問事項	期間
参加申込に関する質問	令和5年8月25日（金）～9月1日（金）正午
企画提案に関する質問	令和5年8月31日（木）～9月11日（月）正午

② 提出方法

メールで受け付ける。メールの件名は「【高森町公共施設における太陽光発電設備導入事業（PPA事業）】に関する質問」とすること。メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

③ 提出先

担当課のメールアドレスに提出すること。

(2) 回答

町ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

回答のスケジュールは以下のとおり予定している。

回答事項	日程
参加申込に関する質問	令和5年9月4日（月）

## 9. 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、町職員で構成する審査委員会において審査する。町は企画提案内容について書類審査を行い、全ての応募者に対し、提案書に記載のメールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に際しては事前に事業者に質問を行うことがあるため、その際は回答すること。

審査に当たっては、審査委員会の審査員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本事業の事業予定者として決定する。

企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が6割を超える場合には事業予定者として選定する。

### (1) スケジュール

本プロポーザル実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

事 項	日 程
公告・公募開始	令和5年8月25日(金)
参加申込に関する質問の受付期限	令和5年9月1日(金) 正午
参加申込に関する質問の回答	令和5年9月4日(月)
参加申込書等の提出期限	令和5年9月5日(火) 17時
資格審査(結果の通知) 企画提案書提出依頼	令和5年9月8日(金) 発送予定
施設見学の申込期限	令和5年9月5日(火) 17時
施設見学	令和5年8月31日(木)～9月8日(金) を予定
企画提案に関する質問の受付期限	令和5年9月11日(月) 正午
企画提案に関する質問の回答	令和5年9月14日(木)
企画提案書の提出期限	令和5年9月19日(火) 17時
一次審査(書類審査・結果の通知) 二次審査参加依頼	令和5年9月25日(月) 発送予定
二次審査(プレゼン・ヒアリング)	令和5年10月3日(火) を予定
二次審査の結果通知	令和5年10月9日(月) 発送予定

### (2) 施設見学

参加申込書提出者を対象に、下記見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和5年9月5日(火) 17時までに担当課へ電話または電子メールで申し込むものとする。

なお、施設見学にあたっては、担当課及び施設管理者の指示に従うこと。

見学期間は、令和5年8月31日（木）～9月8日（金）の間とし、申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

(3) 一次（書類）審査

① 日時

令和5年9月21日（木）（予定）

② 一次審査の結果

書面内容に不備がなく、かつ本実施要領及び仕様書に定める事項を満たしたと判断された事業者に対し、一次審査合格の連絡を行う（電子メールを送信し、書面を発送する）。提案者が多数の場合には、「提案価格」の項目について審査し、その当落について連絡を行う。また、審査の過程は公表しない。

(4) 二次（プレゼンテーション・ヒアリング）審査

① 日時

令和5年10月3日（火）（予定）

② 会場

高森町役場3階中会議室（予定）※日時及び会場の詳細は別途通知する。

③ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

④ 発表時間について

1企画提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、電子メールを送信後、文書を発送する。また、事業予定者及び次点順位者については、町ホームページにおいて公表するものとする。なお、審査結果についての異議申立て及び公開の依頼は一切受け付けない。

10. 事業予定者選定後の手続き

(1) 町及び関係機関との協議

審査結果により事業予定者として選定された事業者は、仕様書に基づき、町及び関係機関と協議を行い、補助金等交付申請及び行政財産使用許可や接続契約等必要な手続きを速やかに行うこと。

(2) 協定又は契約の締結

事業予定者は、町との間で本事業に係る協定又は契約を締結する。なお、協定又は契約に関する協議が不調に終わった場合には、事業予定者としての選定を取り消すとともに、審査委員会において次点とされた者を事業予定者に繰り上げることとする。



## 11. その他留意事項

### (1) 著作権等に関する事項

- ① 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は町に帰属する。
  - ② 提案者は、町に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
  - ③ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ町に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
  - ④ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、高森町情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため町と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

## 12. 失格要件

プロポーザル参加申込書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- ① 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- ② 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ③ 不正な利益を図る目的で審査員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- ④ 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- ⑤ その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

<評価基準>

基準評価点における各項目の配点は、10点とし、項目ごとに5段階で評価する。なお、配点は次のとおりとする。

段階	提案の評価	配点
A	非常に優れた提案	10点
B	優れた提案	8点
C	標準的な提案	6点
D	やや低い水準の提案	4点
E	低い水準の提案	2点

評価項目	評価の視点
1. 技術提案 (10点)	導入設備の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案の具体性及び妥当性</li> <li>・設備容量に関する具体提案</li> </ul> 二酸化炭素排出量の削減効果 <ul style="list-style-type: none"> <li>・シミュレーション等は妥当か</li> </ul> 地域特有の課題への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪・台風等への対応は妥当か</li> </ul> 災害等、非常時利用の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実用性の高い提案がされているか</li> </ul>
2. 実施体制 (10点)	工事遂行能力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制</li> <li>・施工スケジュール</li> </ul> 業務遂行能力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンテナンス計画</li> <li>・維持、管理等の実施体制</li> </ul> 事業実施中のリスク対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか</li> </ul> 事業実施に係る保証 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の導入から契約期間満了まで対応できる提案となっているか</li> </ul>
3. 実績 (10点)	会社概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務状況等について、資金調達に問題がないか</li> </ul> 類似実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか</li> </ul>
4. 費用・料金 (10点)	電気料金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町にとって使用電気料金のメリット（費用対効果）は高いか</li> </ul>
5. 独自提案 (10点)	地域貢献及び環境教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献及び環境教育についての提案がなされているか、本事業の特性を活かした独自提案となっているか、効果が期待できるか</li> </ul>